# 滋賀県老人福祉施設協議会 組織運営規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県老人福祉施設協議会(以下、「協議会」という。)の円滑かつ適正な運営を図るため別表の組織を構成し、その所管する業務内容を定める。

## (組織)

- 第2条 協議会の目的を達成するため、次の組織を設置することができる。
  - (1) 事務局
  - (2) 総会
  - (3) 正副会長会
  - (4) 理事会
  - (5) ブロック長会
  - (6) 施設長会
  - (7) 委員会
  - (8) 特別委員会
  - (9) プロジェクト
  - (10) ブロック会

## (組織運営の原則)

- 第3条 協議会の会員(理事を含む)は、自らが所属する前条の組織活動においては次の事項を誠実 に履行することを原則とする。
  - (1) 会則に掲げる目的の達成を第一義とする。
  - (2) 会務には積極的かつ誠実に活動する。
  - (3) 協議会の使命に基づいて判断する。
  - (4) 他会員及び他委員会等ともよく協調連携する。
  - (5) 知りえた秘密は他に漏らさない。

#### (招集)

- 第4条 総会、正副会長会、理事会、ブロック長会は会長が招集する。
  - 2 委員会は委員長が招集する。
  - 3 特別委員会、プロジェクト及びブロック会は、委員長またはブロック長が招集する。

## (報告と承認)

- 第5条 総会、正副会長会、理事会、ブロック長会は事務局が議事録をまとめて理事会に報告する。
  - 2 委員会は、委員長が事業内容等を理事会に報告する。重要事項については理事会の承認を得なければならない。
  - 3 特別委員会、プロジェクト及びブロック会は、必要に応じその委員長またはブロック長が理事会 に報告する。

## 第2章 組織及び業務分掌

### (事務局)

- 第6条 協議会の適正な運営のため事務局をおき、その事務について、理事会協議を経て総会承認の 上、適当な機関に委託して行わせることができる。
  - 2 事務局に関し、必要な事項は別途定める。

#### (総会)

第7条 総会は、会員によって構成し、この協議会の最高議決機関とする。

### (正副会長会)

- 第8条 正副会長会は次の事項を協議し、理事会、総会に諮る。
  - (1) 総会及び理事会の円滑な運営を図るため必要な事項
  - (2) 関係官庁、企業及び団体等との折衝及び契約に関する事項
  - (3) 表彰、慶弔、災害等への援助活動に関する事項
  - (4) 各委員会の活動の取りまとめに関する事項
  - (5) その他、特に重要な事項

#### (理事会)

- 第9条 理事会は、別に定めるもののほか、次の事項を協議、又は議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## (ブロック長会)

- 第10条 ブロック長会は次の事項を協議し、正副会長会、理事会に諮る。
  - 2 各ブロックの活動の取りまとめに関する事項。
  - 3 各ブロック間の連携、調整に関する事項。
  - 4 その他、必要な事項。

## (委員会)

- 第11条 会員(但し、正副会長を除く)はいずれかの委員会に属する。
  - 2 委員会は、事業計画において定める。
  - 3 委員会は、委員長のほか、必要に応じ副委員長をおくことができる。
  - 4 委員長は理事の中から会長が指名する。副委員長は委員長が指名する。
  - 5 委員会に部会を設けることができる。

# (特別委員会及びプロジェクト)

- 第12条 本会は必要に応じ特別委員会及びプロジェクトを設置することができる。
  - 2 特別委員会及びプロジェクトは、委員長のほか、必要に応じ副委員長をおくことができる。

## (ブロック会)

- 第13条 ブロック会は、次の事項を担当する。
- (1) ブロック内行政関係機関、関係団体等との連絡調整
- (2) ブロック内会員施設との情報交換、連絡調整、研修及び交流
- (3) ブロック地域内の福祉課題解決のための施設連携
- (4) 災害時等における緊急応援体制の実施

## (その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会または総会において別に定める。

# 付則

- 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2. この規程の一部改正は、平成20年10月24日から施行する。
- 3. この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 4. この規程の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 5. この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 6. この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 7. この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 8. この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 9. この規程の一部改正は、平成28年6月15日から施行する。但し、平成28年4月1日から適用する。
- 10. この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 11. この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 12. この規定の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。